

令和5年さぬき市議会第1回定例会議案

令和5年3月3日提出

市長提出議案

- 議案第31号 令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）について  
議案第32号 さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
議案第33号 さぬき市情報公開条例及びさぬき市公文書等の管理に関する条例の  
一部改正について  
議案第34号 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正等について

議案第31号

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）について

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第32号

さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。以下本則において同じ。）は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。ただし、実施機関の職員に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、この限りでない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条

の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年さぬき市条例号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（審査会への諮問）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、さぬき市情報公開条例（平成14年さぬき市条例第11号）第17条に規定するさぬき市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第7条 市長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（さぬき市個人情報保護条例の廃止）

2 さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のさぬき市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条に規定する実施機関の職員等、旧条例第11条第3項に規定する受託事務従事者等及び旧条例第12条第3項に規定する指定管理業務従事者等に係る、この条例の施行前においてこれらの者が職務上又はその事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第27条又は第35条の規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第3項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第3項に掲げる者が、その職務上又はその事務若しくは業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 9 さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さぬき市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第13条中「、さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）第12条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮とともに」を削る。

議案第33号

さぬき市情報公開条例及びさぬき市公文書等の管理に関する条例  
の一部改正について

さぬき市情報公開条例及びさぬき市公文書等の管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市情報公開条例及びさぬき市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市情報公開条例の一部改正)

第1条 さぬき市情報公開条例(平成14年さぬき市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報

第7条中「開示の請求」を「開示請求」に、「前条各号のいずれかに該当する情報」を「不開示情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第7条の次に次の1条を加える。

（公益上の理由による裁量的開示）

第7条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第5号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

第8条各号列記以外の部分中「公文書の開示を請求」を「開示請求を」に、「当該請求」を「当該開示請求」に改め、同条第1号及び第2号中「請求」を「開示請求」に改める。

第9条第1項中「前条に規定する請求」を「開示請求」に、「当該請求」を「当該開示請求」に改め、「起算して」を削り、「決定」の次に「（第11条又は第12条第2項の規定による決定を含む。第17条の2第1項第2号及び第3号を除き「開示決定等」という。）」を加え、同条第2項中「決定する」を「開示決定等をする」に、「当該請求のあった日から起算して60日を限度として、当該決定を延長して行う」を「同項に規定する期間を30日以内に限り延長する」に、「及び決定」を「及び開示決定等」に改め、同条第3項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「決定の」を「開示決定等の」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第5項を削る。

第10条中「前条第2項による延長期間内」を「開示請求があった日から45日以内」に、「当該延長期間内」を「前条第1項に規定する期間内」に改める。

第11条中「起算して」を削り、「非開示」を「不開示」に改める。

第12条第1項中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第2項中「起算して」を削る。

第13条第3項中「決定」を「規定により公文書の開示をする旨の決定（第7条の規定による公文書の部分開示の決定を含む。以下「開示決定」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条の2 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第16条第

3 項第 3 号において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 号イ又は同条第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 7 条の 2 の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第 1 4 条第 1 項中「、公文書の開示をする旨の決定（第 7 条の規定による公文書の部分開示の決定を含む。）」を「開示決定」に改める。

第 1 5 条の 2 中「第 9 条第 1 項、第 1 1 条若しくは第 1 2 条第 2 項に規定する決定（以下「開示決定等」という。）」を「開示決定等」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「第 9 条第 5 項の規定により第三者が当該公文書の開示について反対する旨の意見を述べている」を「当該公文書の開示について反対意見書が提出されている」に改め、同条第 3 項中「（以下「諮問庁」という。）」を削り、同項第 2 号中「請求者」を「開示請求者」に改め、同項第 3 号中「第 9 条第 5 項の規定により当該審査請求に係る公文書の開示について反対する旨の意見を述べた」を「当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「前条第 1 項及びさぬき市個人情報保護条例（平成 1 7 年さぬき市条例第 7 号）第 4 1 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査する」を「次に掲げる事務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報

保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) さぬき市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年さぬき市条例号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年さぬき市条例号)第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。第17条第2項中「規定する審査」を「規定する事務」に改め、「及び個人情報保護制度」を削る。

第17条の2の見出し中「調査権限」を「調査権限等」に改め、同条第1項を次のように改める。

審査会は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事務の実施に当たり必要があると認めるときは、これらの号の諮問をした実施機関(以下この条において「諮問庁」という。)に対し、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める公文書又は保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 前条第1項第1号に規定する調査審議 開示決定等に係る公文書

(2) 前条第1項第2号に規定する調査審議 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報

(3) 前条第1項第3号に規定する調査審議 議会個人情報保護条例第21条第5号ア、第36条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報

第17条の2第3項中「開示決定等に係る」を「第1項第1号に定める」に改め、「情報」の次に「又は同項第2号若しくは第3号に定める保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条に次の1項を加える。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、又は前項の規定による調査をさせることができる。

第17条の3第1項中「審査請求人又は参加人の」を「審査請求人等から」に、「申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)」を「審査請求人等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第17条の3第2項を削り、同条第3項中「口頭意見陳述」を「前項本文の場合」に、「申立人」を「審査請求人又は参加人」に改め、同項を同条第2項とし、第4項及び第5項を削る。

第17条の5の見出し中「閲覧」を「写しの送付」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をし」を「第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ」に、「閲覧又は交付」を「送付又は閲覧」に、「意見書又は資料」を「意見書等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第17条の2第3項若しくは第4項若しくは前条の規定により」を削り、「意見書若しくは資料」を「意見書等」に改め、「（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）」、「又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」及び「又は交付」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第17条の2第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第17条の6中「諮問」を「第17条第1項第1号から第3号までの諮問」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審査会は、第17条第1項第4号又は第5号の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表するものとする。

第17条の6を第17条の7とし、第17条の5の次に次の1条を加える。

（個人情報取扱い及び情報公開制度に関する調査権限等）

第17条の6 審査会は、第17条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事務又は同条第2項の規定による審議の実施に当たり必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（さぬき市公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第2条 さぬき市公文書等の管理に関する条例（令和4年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第13条第1項第1号イ中「第6条第2号」の次に「又は第4号イ若しくはカ」を加え、同号ウ中「第6条第3号又は同条第7号」を「第6条第4号ア」に改め、同号エを次のように改める。

エ 情報公開条例第6条第5号に掲げる情報

第14条中「前条第1項第1号イ」を「前条第1項第1号ア」に、「同号イ」を「同号ア」に改める。

第17条第1項中「起算して」を削り、同条第2項中「利用請求があった日から起算して60日を限度として」を「30日以内に限り」に改める。

第18条第1項中「前条第2項の規定による延長期間内」を「利用請求があった日から45日以内」に、「延長期間内に利用決定等」を「期間内に利用決定等」に、「当該延長」を「前条第1項に規定する」に改める。

第19条第2項中「第6条第2号又は第3号」を「第6条第1号イ又は同条第2号ただし書」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第25条中「第19条第4項」を「第19条第3項」に改める。

第27条中「実施機関」の次に「（当該実施機関の所掌する事務又は事業が他の実施機関に移管されている場合にあっては、当該他の実施機関）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（公文書の開示に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にさぬき市情報公開条例第5条の規定による請求がされた場合における公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の開示については、第1条の規定による改正前のさぬき市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定の例による。

（さぬき市情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する経過措置）

3 施行日前に旧情報公開条例第16条第1項又はさぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年さぬき市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前のさぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）第41条第1項の規定による諮問がされた場合におけるさぬき市情報公開条例第17条に規定するさぬき市情報公開・個人情報保護審査会が行う審査については、旧情報公開条例の規定の例による。

（さぬき市議会基本条例の一部改正）

4 さぬき市議会基本条例（平成28年さぬき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「第6条第2号」を「第6条第1号」に改める。

議案第34号

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正等について

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を別紙のとおり改正等することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する等の条例

(さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ものを」を「者を」に改め、同項ただし書中「掲げる者」の次に「（9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者については、第1号に掲げる者に限る。）」を加える。

第2条 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1項中「かつ、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳」を「18歳」に改め、同項ただし書中「9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者」を「乳幼児等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「乳幼児等」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該子どもを対象者とする。

(1) 18歳に達した子どもが独立して生計を維持している場合

(2) 保護者が日本国内に住所を有しない場合

第4条中「受給対象児（前条の規定により受給資格者証の交付を受けた対象者（以下「受給資格者」という。）が保護者である子どもをいう。以下同じ。）」を「受給資格者（前条の規定により受給資格者証の交付を受けた対象者をいう。以下同じ。）が現に監護する子ども（第3条ただし書の場合にあっては、当該対象者である子ども）（以下「受給対象児」という。）」に改める。

(さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「もの」を「者及びさぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）第4条に規定する受給対象児であって、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第4条 さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）第2条第2項に規定する乳幼児等で同条例第4条に規定する受給対象児

である者

(さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正)

第5条 さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「保護する者」の次に「及びさぬき市子ども医療費の支給に関する条例(平成25年さぬき市条例第3号)第4条に規定する受給対象児であって、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を加える。

第6条 さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) さぬき市子ども医療費の支給に関する条例(平成25年さぬき市条例第3号)第2条第2項に規定する乳幼児等で同条例第4条に規定する受給対象児である者

(さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第7条 さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年さぬき市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「9の項及び10の項」を「8の項及び9の項」に改める。

別表第2中1の項を削り、同表の2の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例による乳幼児医療費の支給に関する情報(以下「乳幼児医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。8の項において同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同項を同表の1の項とし、

同表の3の項中

「乳幼児医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同項を同表の2の項とし、同表の4

の項中「乳幼児医療費支給関係情報」を「子ども医療費支給関係情報」に改め、同項を同表の3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項から10の項まで

を1項ずつ繰り上げ、同表の11の項中

「乳幼児医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

を

削り、同項を同表の10の項とし、同表中12の項を11の項とし、13の項か

ら19の項までを1項ずつ繰り上げる。

(さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の廃止)

第8条 さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第112号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条及び次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(さぬき市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさぬき市子ども医療費の支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正後のさぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後のさぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の規定は、これらの条の規定の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のさぬき市子ども医療費の支給に関する条例の規定、第4条の規定による改正後のさぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後のさぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「原則施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費について適用し、原則施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 原則施行日前に受けた医療に係る医療費についての第8条の規定による廃止前のさぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。